

第13期北九州市男女共同参画審議会の 市民委員を募集します

○ 趣旨

北九州市では、「男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に基づき、市民及び事業者の皆さんと連携・協力し、ジェンダー平等社会の形成に向けた取組を進めています。

男女共同参画審議会は、本条例に基づき設置されているもので、市長の諮問に応じ男女共同参画社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議し意見を述べることなどをその役割としています。

市民の皆さまのご意見を市のジェンダー平等社会の形成に関する取組に反映させるため、次のとおり第13期委員（市民委員）を募集します。

○ 男女共同参画審議会委員の活動内容

男女共同参画審議会委員には、次のようなことを行っていただきます。

- ・市長の諮問に応じて、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な方針、基本的な施策及び重要事項を調査審議し、意見を述べていただきます。
- ・男女共同参画基本計画に基づき市が実施する、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について、意見を述べていただきます。

○ 募集要領

1 応募資格

- (1) 男女を問わず、令和8年4月1日現在、北九州市内に居住する満18歳以上の方
- (2) ジェンダー平等社会の形成について関心があり、かつ、北九州市男女共同参画審議会に出席できる方（年数回、平日の昼間に北九州市役所などで開催）
- (3) 国又は地方公共団体の議員及び北九州市の職員（会計年度任用職員、嘱託職員は除く）以外の方
- (4) 暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、応募できません。

2 募集人数 2名程度（原則として男女各1名）

3 任 期 令和8年4月1日～令和10年3月31日

4 募集期間 令和7年12月22日（月）～令和8年1月23日（金）まで
〔1月23日（金）17時必着〕

5 提出書類

応募に当たっては、応募用紙に必要事項を記入して提出してください。また、次のテーマの中から一つを選び、そのテーマについての作文を800字以内にまとめて提出してください。

作文の様式は特に定めていません。（原稿用紙やパソコン印刷など様式は自由です。）

※市ホームページから、「応募用紙」の様式をダウンロードできます。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/12000117.html>

(1) 北九州市におけるジェンダー平等社会づくりについて、私が考えること。

(2) 地域、学校、家庭、職場などにおけるジェンダー平等の取組について、私が考えること。

※ 提出された応募書類は返却しませんのでご了承ください。



6 選考方法

(1) 一次選考: 作文及び応募用紙の記載内容（活動内容など）により、二次選考予定者を選考します。

(2) 二次選考: 一次選考で選ばれた方に対して面接（対面またはリモート）を実施し、その結果をもとに委員を選考します。

二次選考は令和8年2月中旬を予定しています。

※ 面接に要する交通費等については、自己負担となります。

※ 選考結果については文書で通知します。

7 報酬

委員には、審議会出席ごとに、市で定める基準に基づき報酬をお支払いします。

8 その他

応募された個人情報につきましては、保護・管理に十分留意するとともに、委員の選考以外に使用することはありません。

9 応募方法、応募先及びお問合先

応募は、郵便、FAX、電子メール、持参のいずれかの方法で、下記まで提出してください。

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市政策局WomanWill推進室（担当：大村・木川）

TEL 093-582-2405

FAX 093-582-2624

メールアドレス seisaku-womanwill@city.kitakyushu.lg.jp

「第13期北九州市男女共同参画審議会」市民委員 応募用紙

(ふりがな) 氏名		性別	いずれかに○をつけてください 男・女 該当しない・回答しない
生年月日	年 月 日 (歳)	令和8年4月1日現在	
現住所	(〒 —)		
職業			
勤務先又は学校名			
所属団体名			
平日昼間に連絡 可能な電話番号	いずれかを○でお囲みください。(自宅 ・ 勤務先 ・ その他) 電話番号 :		
<p>次のような活動や経験などがあれば、ご記入ください。</p> <p><input type="radio"/> ボランティアなどで今まで参加したことがある社会活動や地域活動等 <input type="radio"/> ジェンダー平等に関するこれまでの経験等</p> <hr/>			

※別途作文(様式自由)を添付してください

男女共同参画とは・・・？？

第5次計画で目指す姿は、条例の基本理念に従い、男女の人権が尊重され、性別にかかわりなく社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会、「ジェンダー平等社会」の実現です。

ジェンダー平等が浸透した社会を実現するため、この計画に基づき、あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画や、性別に関わりなく多様に活躍できる経済社会の実現などに向け、様々な取組を進めてまいります。また、安心して健康に暮らせる社会の実現のため、女性のヘルスケアの支援や困難を抱えた女性に対する支援にも新たに取り組みます。

(計画期間：令和6年度～令和10年度(5年間))

「第5次北九州市男女共同参画基本計画」の柱

